平成20(あ)第793号 詐欺,補助金等に係る予算の執行の適正化に関する 法律違反,証拠隠滅教唆被告事件

平成24年4月2日 第二小法廷判決

主 文

原判決を破棄する。

本件を大阪高等裁判所に差し戻す。

理由

弁護人後藤貞人ほかの上告趣意のうち、判例違反をいう点は、事案を異にする判例を引用するものであって、本件に適切でなく、その余は、事実誤認、再審事由、単なる法令違反、量刑不当の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

しかしながら、所論は、被告人は証拠隠滅を教唆したことはなく、そもそも証拠 隠滅の事実がないのに、証拠隠滅教唆の事実を認定した第1審判決を是認した原判 決には事実誤認があると主張するので、職権により判断する。

## 1 証拠隠滅教唆に関する第1審判決の認定事実の概要

本件のうち証拠隠滅教唆につき、原判決が是認した第1審判決認定の犯罪事実の概要は、被告人が、牛肉在庫緊急保管対策事業(以下「保管対策事業」という。)等を利用して敢行した詐欺及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下「補助金適正化法」という。)違反に係る自己の刑事事件について、自己が代表取締役を務めるハンナンマトラス株式会社の取締役Bを教唆してその証拠を隠滅させようと企て、①平成15年3月上旬頃、同社事務所において、同人に対し、「羽曳食の書類の中に問題のありそうなものがあれば処分しときなさい」などと申

し向けて上記刑事事件に関する書類の廃棄を依頼し、同人をしてその旨決意させ、よって、そのころ、同所において、同人らをして、羽曳野市食肉事業協同組合等の平成13年度分ないし平成14年度分の総勘定元帳、決算書、振替伝票、納品書及び請求書等の一部をシュレッダーにかけて裁断させ、②平成16年4月14日頃、同社事務所において、同人に対し、「事業に関する書類は、全部処分しておきなさい」などと申し向けて上記同様の書類の廃棄を依頼し、同人をしてその旨決意させ、よって、同月15日頃、同所において、同人らをして、羽曳野市食肉事業協同組合等の平成13年度分ないし平成15年度分の決算書、振替伝票、納品書及び請求書等の一部をシュレッダーにかけて裁断させ、もって、それぞれ証拠を隠滅させた、というものである。

## 2 訴訟の経過

記録により認められる本件訴訟等の経過は、次のとおりである。

(1) 被告人は、第1審公判では本件証拠隠滅教唆の事実を認めていたところ、 第1審判決は、本件証拠隠滅教唆のほか、詐欺、補助金適正化法違反の各事実を認 定し、被告人を懲役7年に処した。

これに対し、被告人は、詐欺の事実に関する事実誤認、法令適用の誤り、補助金 適正化法違反の事実に関する事実誤認に加え、本件証拠隠滅教唆の事実に関する事 実誤認、更には量刑不当を理由に控訴するとともに、第1審判決後に自宅の納戸に あった段ボール箱2箱の中から、隠滅対象として認定された経理関係書類の一部で ある、①平成13年度及び平成14年度の総勘定元帳、②平成13年度ないし平成 15年度の決算書、③平成14年度及び平成15年度の振替伝票、④羽曳野市食肉 事業協同組合宛ての平成13年度の納品書、⑤平成13年度ないし平成15年度の 請求書を含む、羽曳野市食肉事業協同組合等の経理関係書類(以下「被告人保管書類」という。)を発見したとして、これらを証拠物としてその取調べを請求するに至った。

原判決は、被告人保管書類は複製されたものである可能性が高く、発見経緯に関する被告人らの説明も信用し難い上、正犯者であるBらの供述の信用性に影響を与えないから事実誤認はないなどとして控訴を棄却した。

(2) 他方、被告人から指示を受け本件証拠隠滅に及んだとされるBについては、平成16年11月10日証拠隠滅罪により懲役1年6月、3年間執行猶予に処せられ、同月18日同判決は確定した。

しかし、Bは、平成20年12月16日、確定判決後に、隠滅したとされた経理書類等の一部が被告人方及び検察庁になお保管されていたことが明らかになったとして、再審請求に及んだ。大阪地方裁判所は、平成22年11月25日、被告人保管書類及び検察庁に保管された書類は、いずれも本件で裁断したとされる書類の原本の一部であると推認され、これらの分量の多さからすると、これが本件で裁断したとされる書類に占める割合は相当に大きく、納品書等を含めた未発見の残部についても裁断されたとの判断を維持できず、証拠隠滅の事実は全体につき合理的な疑いを生じている旨判示して、再審開始を決定した。

再審公判において、検察官は、被告人保管書類が原本であることを争わず、Bらが裁断したのは、被告人保管書類以外の経理関係書類、すなわち、①食肉業者から羽曳野市食肉事業協同組合宛ての納品書、②羽曳野市食肉事業協同組合から大阪府食肉事業協同組合連合会等宛ての納品書控え、③食肉業者から羽曳野市食肉事業協同組合が買い受け、大阪府食肉事業協同組合連合会等に売却した食肉の入庫又は名

義変更について通知するために、株式会社大阪食品流通センターが作成し、羽曳野市食肉事業協同組合宛てに送付していた書類であると主張した。これに対し、大阪地方裁判所は、平成24年2月8日、羽曳野市食肉事業協同組合等の経理関係のあらゆる書類を裁断したとのBらの自白の信用性には疑問があり、検察官の主張する未発見の経理関係書類が優先的に裁断されたと考えることにも無理があるとして、Bを無罪とした。この判決は、検察官の上訴権放棄により同月10日確定した。

## 3 当裁判所の判断

(1) 原判決が是認する第1審判決において隠滅対象とされた書類は、羽曳野市食肉事業協同組合等の平成13年度分及び平成14年度分の総勘定元帳並びに平成13年度分ないし平成15年度分の決算書、振替伝票、納品書及び請求書等の一部である。「一部」の中に何が含まれているのか必ずしも定かでないが、少なくとも、具体的に例示されている同組合等の総勘定元帳、決算書、振替伝票、納品書及び請求書(以下「重要な経理関係書類」という。)がこれに含まれるのは当然であって、被告人保管書類の中には、その標題等の体裁を見る限り、これらに該当するものが存在する。

そして,被告人保管書類を見ると,金融機関が作成した当座勘定照合票,税務署の受付印が押された確定申告書,取引先の倉庫会社が作成した出庫重量報告書,名義変更完了通知書,電力会社等が作成した請求書,大阪府の収受印が押された総会議事録,法務局の印が押された登記簿謄本等,明らかに原本と認められる書類が多数含まれていること,総勘定元帳等には,作成時期に応じて筆跡の異なる手書きの記載があり,日常業務の中で使用されていた形跡があることなどに照らすと,被告人保管書類の中の重要な経理関係書類は原本である可能性が極めて高い。

第1審判決の認定によれば、被告人は、Bに対し、平成15年3月上旬頃には「羽曳食の書類の中に問題のありそうなものがあれば処分しときなさい」と、平成16年4月14日頃には「事業に関する書類は、全部処分しておきなさい」とそれぞれ指示したとされており、その趣旨は羽曳野市食肉事業協同組合等の経理関係書類をすべて処分するようにというものであるのに、上記のとおり、被告人の指示により廃棄したはずの重要な経理関係書類の多くが原本として存在している可能性が極めて高いのであって、少なくともその限度において、廃棄行為の存在に重大な疑いがあり、ひいては被告人の指示により同組合等の経理関係書類を廃棄した旨のBらの供述の信用性に全体として疑問が生じるといわざるを得ない。

なお、検察官は、当審において、被告人保管書類は、Bらが廃棄したと認定された証拠の原本の一部である可能性を否定するのは困難であるとしながらも、当初は、Bの再審公判での上記主張と同様、なお未発見の経理関係書類が廃棄されたものと認められる旨主張していたが、その後、この主張を撤回し、Bの無罪判決が確定していることなどからして、被告人に関する本件証拠隠滅教唆の事実についても無罪が言い渡されるべきである、との意見を述べるに至っている。

(2) 以上によれば、被告人保管書類の中の重要な経理関係書類の原本性を否定し、これらの書類をBらが廃棄して隠滅したと認定した原判決は、判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認をした疑いが顕著であり、これを破棄しなければ著しく正義に反するものと認められる。なお、本件証拠隠滅教唆の罪は、詐欺、補助金適正化法違反の各罪と刑法 4 5 条前段の併合罪の関係にあるとして有罪の判断がされ、判決がされたものであるから、上記違法は、原判決の全部に影響を及ぼすものである。

## 4 結論

よって、刑訴法411条3号により原判決を破棄し、同法413条本文に従い、本件を大阪高等裁判所に差し戻すこととし、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官飯塚和夫 公判出席

(裁判長裁判官 古田佑紀 裁判官 竹内行夫 裁判官 須藤正彦 裁判官 千葉勝美)